



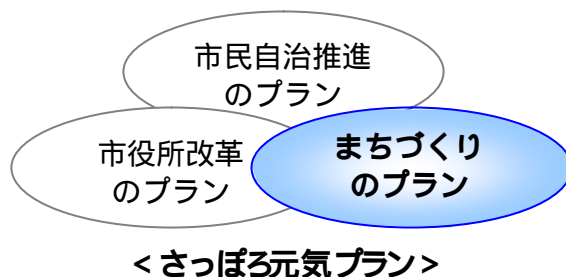
札幌新まちづくり計画 重点事業編(案)について、みなさまのご意見を募集します。(パブリックコメント)

『札幌新まちづくり計画』とは

札幌市では、平成 15 年 7 月に公表した施政方針「さっぽろ元気ビジョン」の実現に向けて、市民自治、まちづくり、市役所改革の 3 つのプランからなるさっぽろ元気プランの策定を進めています。

札幌新まちづくり計画は、このまちづくりのプランとして、また、「第 4 次札幌市長期総合計画」(平成 12 年度～31 年度)の実実施計画として策定するもので、今後のまちづくりの考え方や重点的に進めるべき施策や事業などを定めるものです。

計画期間は、平成 16 年度から 18 年度までの 3 年間としています。



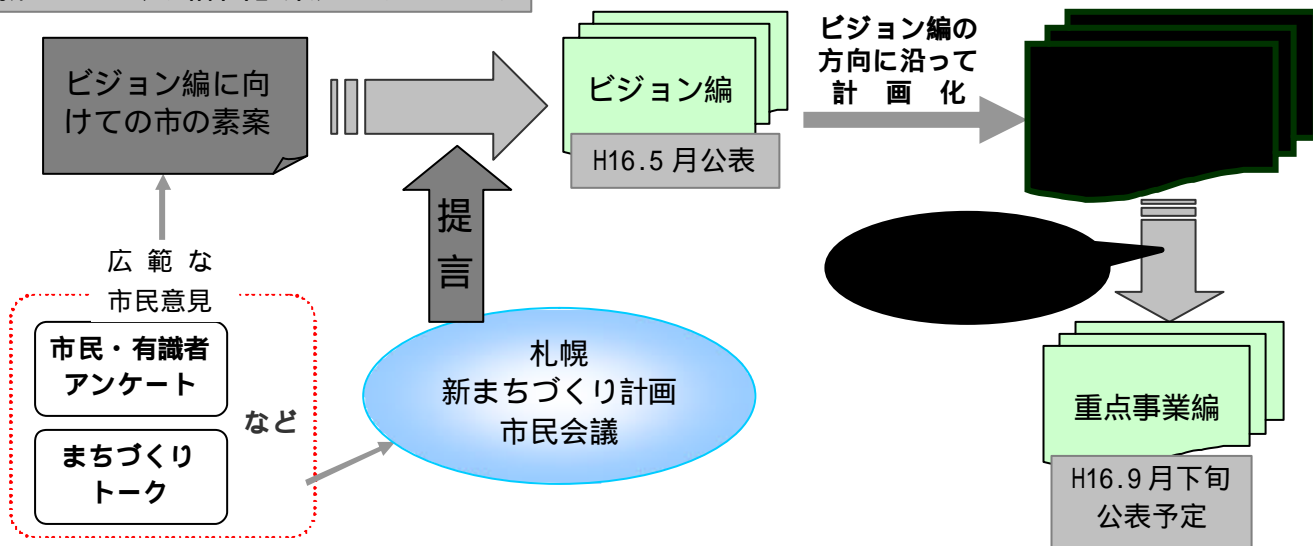
『重点事業編』とは

札幌新まちづくり計画は、「ビジョン編」と「重点事業編」の 2 編構成としています。

「ビジョン編」は、まちづくりを担う市民、企業、行政などの各主体が共に目指す目標や取り組むべき課題など、今後のまちづくりにおける理念や指針を示すものです。札幌市で検討した素案をもとに、公募委員や有識者からなる「札幌新まちづくり計画市民会議」の提言などを踏まえて、平成 16 年 5 月に策定・公表しました。

「重点事業編」は、この「ビジョン編」の方向に沿って札幌市が重点的に進める事業を計画化するものであり、このたび、計画案をとりまとめました。

『新まちづくり計画』策定のプロセス



～ご意見の提出方法等については裏面の募集要項をご覧ください～



パブリックコメント

みなさんの意見を市政に

パブリック コメントとは

条例や計画などの政策を策定する際、その案と資料を市民の皆さんに広く公表して意見を求め、寄せられた意見を考慮しながら決定するとともに、その意見に対する市の考え方を公表するしくみです。

募 集 要 項

ご意見の募集について

下記配布場所で配布する資料の内容をご覧のうえ、新まちづくり計画 重点事業編(案)に対するみなさまのご意見をお寄せください。今後、市では、お寄せいただいたご意見を考慮して計画を策定するとともに、お寄せいただいたご意見の概要は、それらに対する市の考え方と合わせて、平成 16 年 9 月ころに印刷物や市のホームページにより公表する予定です。

ご意見の募集期間

平成 16 年 8 月 4 日(水)から 9 月 2 日(木)まで (30 日間)

重点事業編(案)の配布場所等

- ・ 市役所本庁舎 企画調整局企画部調整課 (5 階)
市政刊行物コーナー (2 階)
- ・ 各 区 役 所 市民部総務企画課広聴係
- ・ 各まちづくりセンター
- ・ 市のホームページ <http://www.city.sapporo.jp/chosei/machi-plan/>
でもご覧いただけます。

留意事項

ご意見の提出に当たっては住所・氏名をご記入ください。

今回のパブリックコメントは重点事業編(案)を対象として行うものです。

(既に策定・公表済みの「札幌新まちづくり計画ビジョン編」は対象となりません。)

電話によるご意見の受け付けやご意見に対しての個別回答はいたしかねますのでご了承ください。



ご意見の提出方法および提出先

提出方法	提出先	備考
文書の郵送	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市企画調整局企画部調整課あて	裏面の「ご意見記入シート」もご利用になれます。
文書の持参	札幌市企画調整局企画部調整課 札幌市役所本庁舎5階 各区役所 市民部総務企画課広聴係 各まちづくりセンター	
ファクシミリ	札幌市企画調整局企画部調整課あて 011-218-5112	
電子メール	札幌市企画調整局企画部調整課あて chosei@city.sapporo.jp	
ホームページ	市のホームページ http://www.city.sapporo.jp/chosei/machi-plan/	「ご意見入力用フォーム」を用意しています。

障がいのある方で、上記の提出方法によることが困難な方は

下記の窓口にお越しいただくと、聞き取りでの提出にも対応いたします。

札幌市役所本庁舎 企画調整局企画部調整課（5階）

各区役所 市民部総務企画課広聴係

意見募集や配布資料等に関するお問い合わせ先

札幌市企画調整局企画部調整課

電話 011-211-2206



パブリックコメント

みなさんの意見を市政に

ご意見記入シート

募集期間

平成16年8月4日(水)から9月2日(木)まで(30日間)

フリガナ
お名前

ご住所



いずれか当てはまるものに 印を記入してください。

重点事業編(案)全体に関するご意見

重点事業編(案)の特定部分に関するご意見

該当するページをご記入ください _____ ページ

(意見項目)

について

重点事業編(案)全体に関するご意見

重点事業編(案)の特定部分に関するご意見

該当するページをご記入ください _____ ページ

(意見項目)

について